

令和5年3月24日

保護者の皆様へ

上野原市教育委員会
(公 印 省 略)

新学期以降におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について

平素より、本市学校教育へのご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方について、「学校の教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされております。

このたび、当該本部決定等も踏まえた上で、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年3月17日付け文部科学省）及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和5年3月17日付け文部科学省）が出されました。

これを受けまして、上野原市教育委員会においては、令和5年4月1日以降の学校の教育活動実施にあたっては、下記の「主な留意事項」を市内小中学校に周知し、実施することと致します。

保護者の皆様におかれましては、本通知をご理解いただき、学校の教育活動実施にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

<主な留意事項>

- 児童生徒及び教職員については、基本的な感染症対策を行い、マスク着用を求めないことを基本とします。
- 学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い教育活動」（対面形式となるグループワーク、一斉に大きな声で話す活動等）では、一定の感染症対策を講じた上で実施します。
- 様々な事情により、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないように配慮します。また、児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別や偏見等で嫌な思いをしないように配慮します。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある場合には、登校を控えるようお願いいたします。
- 「検温チェックカード」等を活用し、登校時の児童生徒の検温結果及び健康状態を把握します。

上野原市教育委員会
学校教育課
電話 0554-62-3408